

基金だより



電子年金基金

第3号 2019.9



電子情報技術産業企業年金基金

平成30年度

基金決算のお知らせ

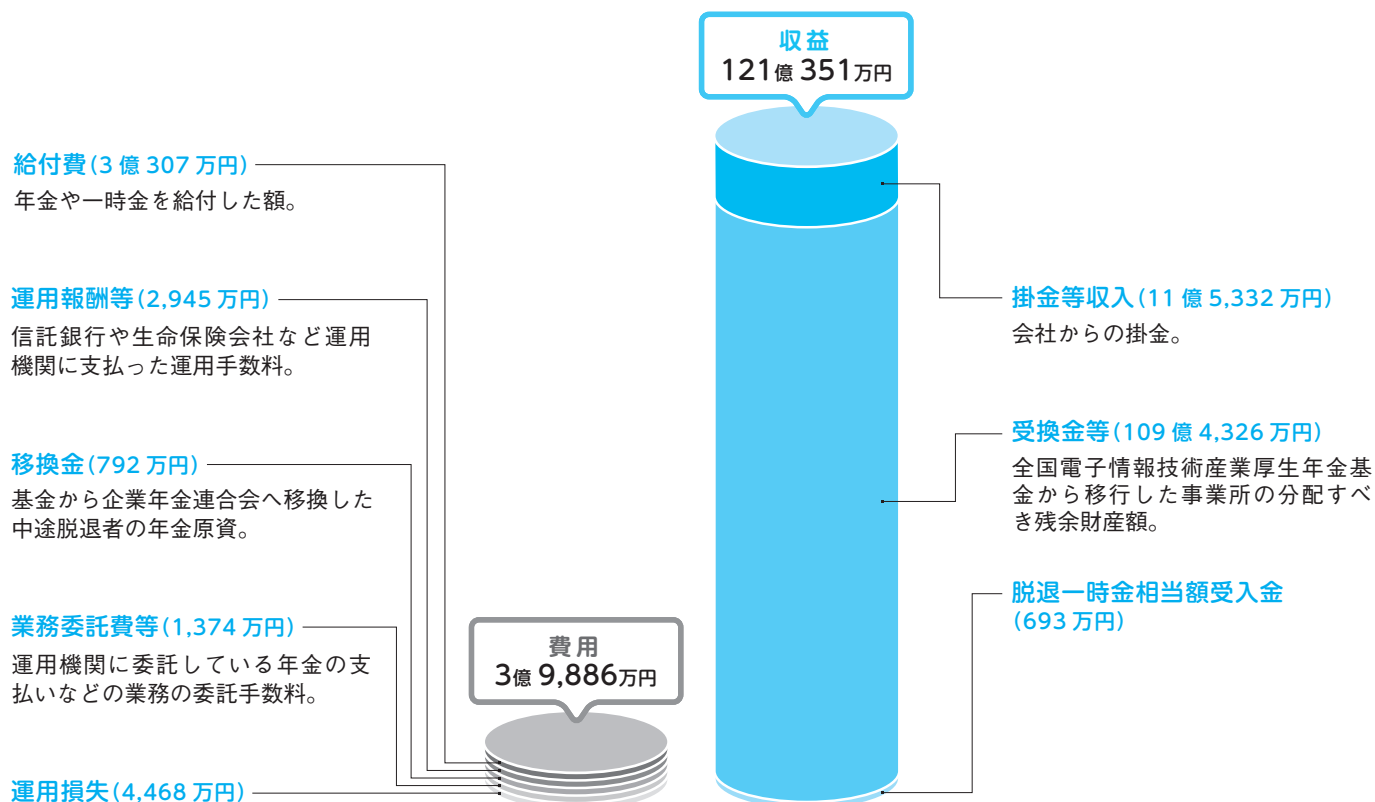


年金 経理

年金の給付や掛金のうけ入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。

1年間の収支状況 (損益計算書・経常収支)

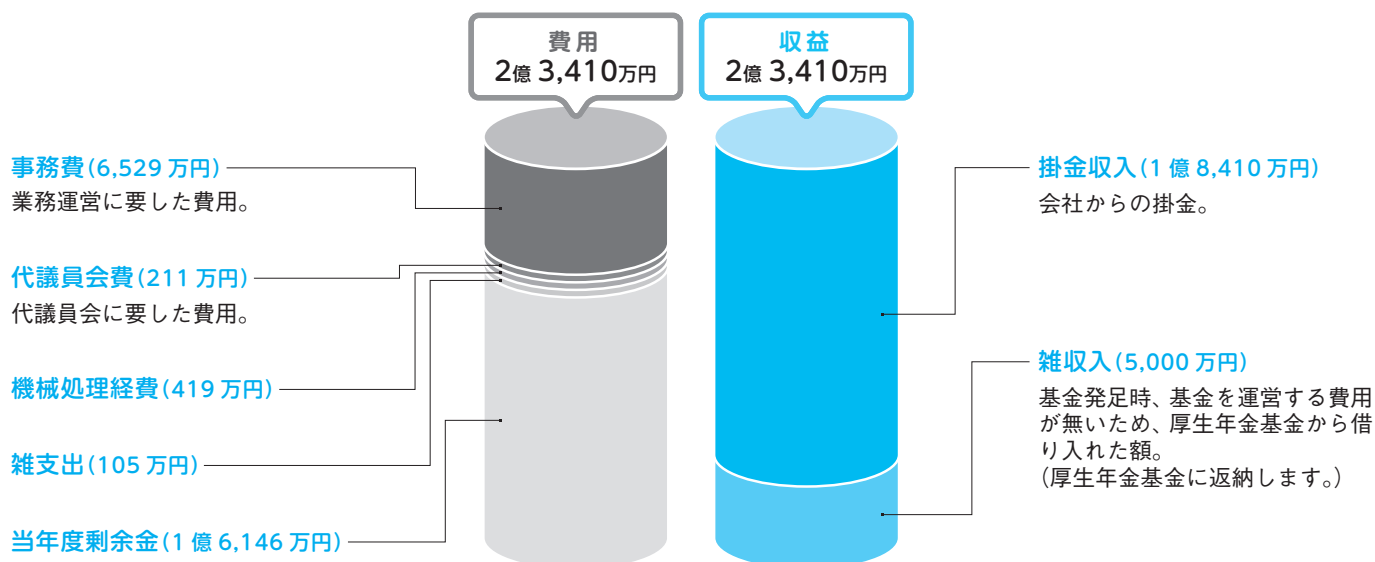
基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、年金資産の運用損益などの1年間の収支を明らかにしています。



業務 経理

業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
基金の運営にあたっては、各種費用の見直しを行い経費削減に努めました。

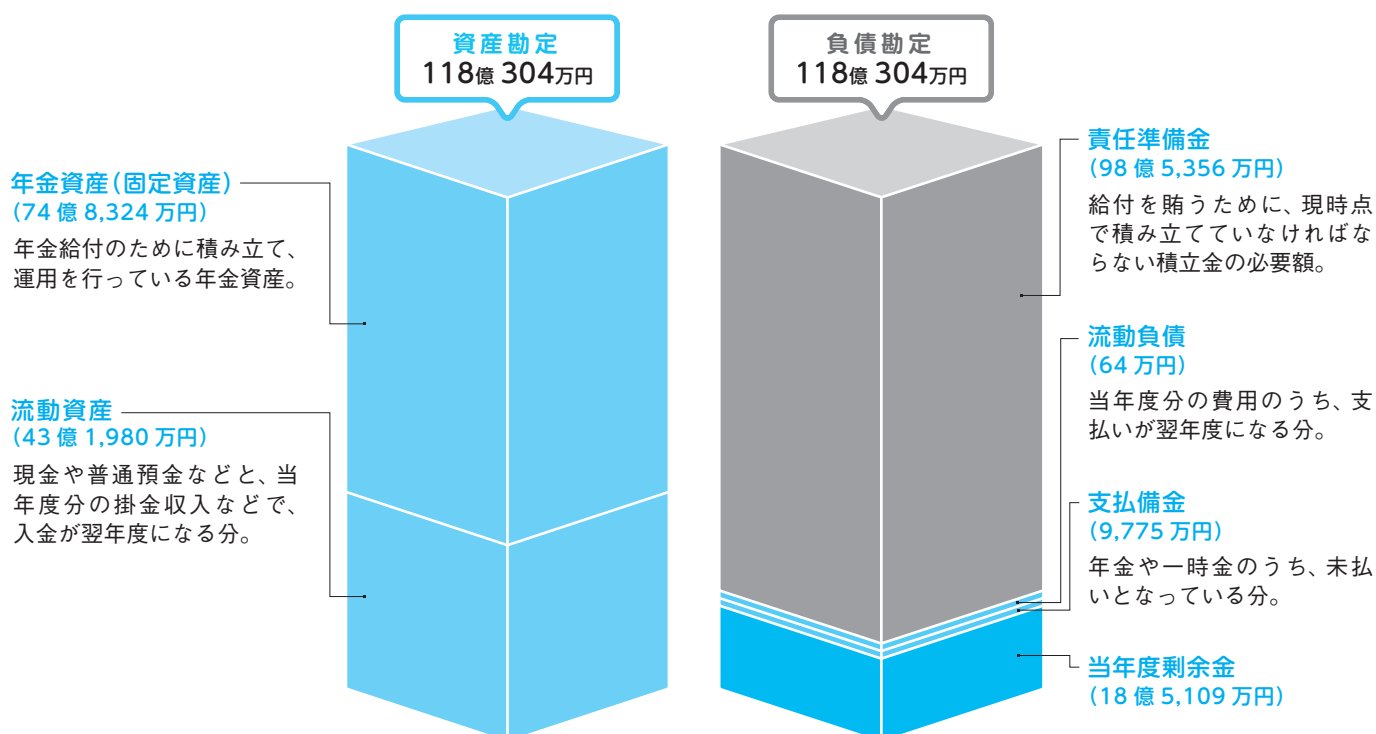


7月23日に開催されました第4回代議員会において、当基金の平成30年度の決算および財政検証結果が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

資産と負債のバランス (貸借対照表)

年度末において、実際に保有する年金資産と、将来の年金給付のために積み立てておくべき資産（責任準備金）を比較し、基金財政が健全に推移しているかをチェックします。

■ 純資産：（固定資産＋流動資産）－（流動負債＋支払備金） ■ 負債 ■ 基本金



基金では財政検証を実施しています

基金では、加入者・受給（権）者の皆さまの受給権保護のために、決算期ごとに年金資産の積立状況を2つの方法（継続基準、非継続基準）で検証しています。検証の結果、基準値をクリアしていない場合は、積立計画の見直しが必要になります。

継続基準

将来の給付のために保有しておくべき年金資金（責任準備金）が、計画どおりに積み立てられているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{責任準備金}} = 1.18 \text{ (基準値: 1.0以上)}$$

●検証結果

純資産額が責任準備金を上回っており、基準値をクリアしています。年金資産は順調に積み立てられており、掛金の見直しを行う必要はないことが確認されました。

非継続基準

現時点で基金が解散したと仮定した場合、加入者・受給（権）者の加入期間に応じた給付に必要な資産（最低積立基準額）を保有しているかを検証します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{最低積立基準額}} = 1.09 \text{ (基準値: 1.0以上)}$$

●検証結果

最低積立基準額に対する純資産額の割合が、基準値1.0を上回っており、基準値をクリアしています。積立水準を確保するための措置を行う必要はないことが確認されました。

当基金の資産運用結果のお知らせ

平成30年度における当基金の年金資産運用の利回りはマイナス1.15%となりました。今後も市場の動向を注視しつつ、適切なリスク管理の下、安全かつ効率的な運用と収益の確保に努めてまいります。

平成30年度 委託先別運用結果 資産運用は9社の金融機関に委託しています。（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

委託先		期末資産額	シェア
信託銀行	三菱 UFJ 信託銀行	3,398百万円	45.4%
	三井住友信託銀行	509百万円	6.8%
	みずほ信託銀行	433百万円	5.8%
	りそな銀行	529百万円	7.1%
金融商品取引業者	朝日ライフアセットマネジメント	1,072百万円	14.3%
	アセットマネジメント One	307百万円	4.1%
	東京海上アセットマネジメント	322百万円	4.3%
	MFS	565百万円	7.5%
	アライアンスバーンスタイン	349百万円	4.7%
合計		7,484百万円	100 %

総合収益…実際に得られた収益に時価を反映した収益。

修正総合利回り…運用結果として得られた収益率に時価の変動分を加味した利回り。

平成30年度末 資産構成割合 各投資先に資産を配分して、リスク分散を考慮しながら運用しています。

国内債券 (2,822百万円) 37.71%	国内株式 (1,132百万円) 15.12%	外国債券 (898百万円) 12.00%	外国株式 (1,146百万円) 15.31%	その他 (1,422百万円) 19.00%
短期資産 (64百万円) 0.86%				

当基金の事業運営委員会の活動報告

当基金では、年金資産の運用基本方針、政策アセットミックスの策定、資産運用を委託する運用機関の選定や評価などについて検討する「事業運営委員会」を設置しています。平成30年度は、右記の議題等について検討しました。

【主な議題内容】

- 運用の基本方針、資産運用計画について
- 資産構成割合（政策アセットミックス）の策定について
- 委託先運用機関の選定について
- 資産運用結果について

運用の基本方針（概要）

目的	当基金の年金給付および一時金の支払いを将来にわたり確実にを行ううえで必要な年金給付等積立金を確保するために、総合収益を長期的に確保することを運用目的としています。
目標	年金財政上の予定利率、運用資産ごとの市場収益率（ベンチマーク）およびベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率を長期的に上回ることを運用目標としています。
資産構成	運用目標を達成するため、運用資産の期待収益率やそのリスク、収益率間の相関係数を考慮して、将来にわたり最適な資産の組み合わせである「政策アセットミックス」を策定し中長期的に維持していきます。

<参考>平成30年度の市場動向

国内外株式は、上半期は上昇したものの、年末にかけて世界経済の先行き懸念等から大幅下落しました。国内外債券は、上半期はFRBによる利上げ等により米国債を中心に利回りが上昇したものの、その後はおおむね低下傾向となりました。

【市場の収益率】

平成31年3月31日現在

		平成30年度	平成29年度
国内	債券（NOMURA-BPI）	1.89%	0.90%
	株式（TOPIX+配当）	△5.04%	15.87%
外国	債券（FTSE WGBI、円換算後）	2.46%	4.23%
	株式（MSCI Kokusai、円換算後）	10.14%	8.47%

（資料）企業年金連合会ホームページ

平成30年度事業報告について

(1) 代議員会、理事会等の開催

平成30年度事業については、代議員会、理事会、事業運営委員会を開催し、電子企業年金基金の設立、予算、基金規約・諸規程の変更、年金積立金の運用計画・運用状況を検討・審議していただいたほか、事業所の担当者を対象とした事務講習会を実施いたしました。

会 議 名	人 数	回 数	会 議 名	人 数	回 数
代 議 員 会	40	3	事業運営委員会	8	2
理 事 会	20	3	事 務 講 習 会	110	2

※人数は定数です。ただし、事務講習会は参加人数です。

(2) 適用状況（実施事業所数及び加入者数）

		企業年金移行時	平成31年3月末
実施事業所数		183事業所	187事業所
加入者数	男	15,962人	16,104人
	女	5,372人	5,606人
	計	21,334人	21,710人

(3) 給付状況（件数及び金額）

		企業年金移行時		平成31年3月末	
老齢給付金	年 金	—	—	103件	16,410,100円
	一時金	—	—	122件	144,218,000円
脱退一時金		—	—	310件	100,775,400円
遺族給付金（一時金）		—	—	10件	9,828,900円

(4) 掛金拠出状況

	①納付決定額	②納付済額	未納額	収納率 ②／①
標 準 掛 金	577,960,800円	527,954,400円	50,006,400円	91.3%
特 別 掛 金	480,060,694円	438,558,694円	41,502,000円	91.4%
事務費掛金	168,879,800円	154,262,400円	14,617,400円	91.3%

※未納額につきましては、平成31年2月分が平成31年4月1日納入であり、新年度の納入となっているためです。

(5) 年金通算状況

	移換元	件 数
脱退一時金相当額	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	5
権利義務承継 （老齢給付）	厚生年金基金	0
	確定給付企業年金	0
年金給付等積立金	企業年金連合会	0

監事総合監査実施状況

令和元年7月4日(木)、当基金事務局会議室において、山根芳明監事（キング通信工業株式会社）、岡崎昭義監事（ヒロセ電子システム株式会社）及び野崎利秋学識経験顧問により監事総合監査が実施され、当基金の事業が基金の制定している財務及び会計規程並びにその運用は法令に準拠しているものと認められました。

公認会計士等との契約締結、財務及び会計規程別表の科目変更について

厚生労働省年金局より平成30年12月27日付事務連絡が発出され、総合型確定給付企業年金基金における会計の正確性の確保のための『公認会計士等によるAUP導入』に基づき、令和元年度決算から実施することとなるため、令和2年度の予算を決める代議員会（令和2年1月開催予定）までに公認会計士等と契約を締結する必要があり、契約内容の詳細等が確定次第、理事長専決処分により、契約を締結することをご承認いただきました。

この件に関連し、財務及び会計規程の支出科目に「AUP費」を追加することをご承認いただきました。

※AUPとは、Agreed(アグリード) Upon(アポン) Procedures(プロシージャル) の頭文字で、「合意された手続き」という意味です。

理事長専決処分による規約の一部変更について

事業所の編入・削除等に伴う規約別表第1・附則別表第3の変更

①事業所の編入……1件

事業所名称	事業所所在地	加入者数	適用年月日
高丘電子(株)	静岡県浜松市中区	115名	2019. 4. 1

②事業所の削除……1件

事業所名称	事業所所在地	加入者数	適用年月日
小林無線工業(株)	秋田県由利本荘市	20名	2019. 6. 1

③事業所の所在地変更……1件

事業所名称	事業所所在地		適用年月日
	新	旧	
丸文セミコン(株)	東京都中央区	東京都港区	2019. 3. 1

④事業所の名称変更……1件

事業所名称		事業所所在地	適用年月日
新	旧		
イーストマンMFGジャパン(株)	フレキシス(株)	東京都港区	2019. 2. 18

第1期互選代議員補充選挙の実施結果について

第1期互選代議員に2名の欠員が生じ、補充選挙を実施いたしました。

立候補者が1名であり、無投票により、1名の代議員が当選されました。

当選者	大峠 友宏 様	大和無線電器株式会社
-----	---------	------------

規程の新設及び一部変更について

(1) 理事長感謝状贈呈規程の新設について

1期3年以上理事・代議員・監事の役職をお勤めいただいた方へ、理事長感謝状及び記念品を贈呈させていただくため、規程を新設いたします。

(2) 基金職員永年勤続職員等理事長表彰状贈呈規程の新設

基金職員が10年ごとの節目に理事長表彰状を贈呈させていただきたく、規程を新設いたします。

(3) 基金職員就業規則の一部変更及び福利厚生規程の新設

労働基準法の定める職員の健康診断の費用負担について、基金の規程等に定めがないことから、福利厚生規程を定めるとともに、就業規則に規定し、明確化いたします。

CLOSEUP

総合型企業年金基金に導入された「AUP」ってなんですか？

企業年金の運営においてもガバナンスが重要視されています。ガバナンスは「統治」や「内部統制」と呼ばれるものです。その一環として、総合型企業年金基金の監査体制の充実を図るために導入されたのが「AUP」です。



公認会計士等が 事前に取り決めた事項をチェック

「AUP」とはAgreed Upon Proceduresの頭文字をとったもので、「合意された手続」と訳されています。

企業では、決算結果の監査は公認会計士など外部の専門家が行います。この場合の会計監査は、損益計算書や貸借対照表など財務諸表全体の適正性をチェックし、公認会計士がそれに対する意見を表明します。一方、財務諸表全体ではなく、公認会計士と顧客が事前に調査手続の事項について合意し、その合意された手続を実施して結果を報告することを「合意された手続=AUP」と言います。

企業年金基金(DB)においては、監事が決められており、決算結果の監査を行います。しかし、総合型DBは複数の企業が集まって設立しており、納めた掛金も他の企業分と一緒に管理・運用されるため、基金全体の会計の正確性を把握することが難しい面があります。公認会計士などによる会計監査を活用することも可能ですが、相当なコスト増につながります。

そこで、総合型DBにおいて導入されたのがAUPです。総合型DBにおける監事監査を補完し、内部統制の向上を図ることがねらいです。



内部統制の適正化は 事業主・加入者の安心感につながる

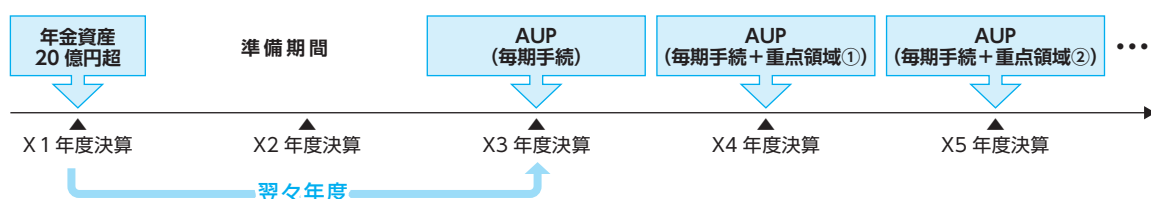
AUP導入の対象となるのは、年金資産が20億円を超える基金で、20億円を超えた決算の翌々年度から実施します。公認会計士や監査法人と事前に合意する手続には、毎期に必ず実施する「毎期手続」と各年度の「重点領域」があります。実施初年度は「毎期手続」のみを実施し、2年度目以降は「毎期手続+重点領域①」と「毎期手続+重点領域②」を交互に実施していきます(図表)。

AUP導入によるメリットとしては、次のことが挙げられます。

- ①外部の第三者による検証・確認により誤りや不正の発生を防止できる
- ②専門家による検証・確認により信頼度が向上し、事業主や加入者の安心感につながる
- ③専門家との意見交換により内部統制の適正化につながる

なお、総合型DBにおいてAUPを実施する公認会計士は、日本公認会計士協会が開催する研修を受講し、名簿に登載された公認会計士に限られます。

●AUP（合意された手続）のしくみ



「き」になる年金
基本の「き」

テーマ ▶ 公的年金の種類

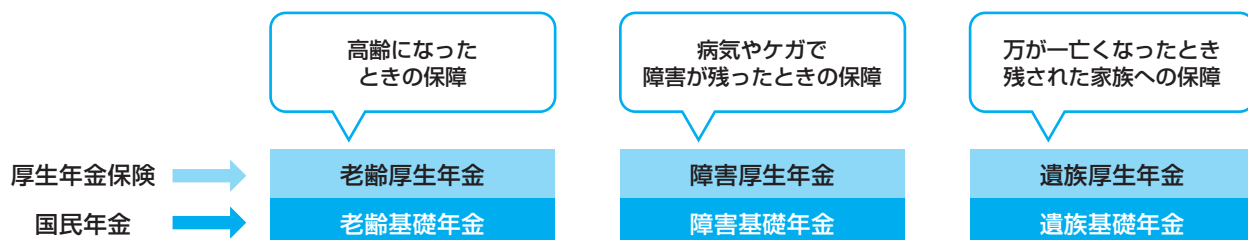
国から受けられる年金には どんな種類があるの？

国の年金制度は私たちの生活を支え、万が一の場合の保障になってくれるものです。皆さんは、どんなとき、どのような年金が受けられるようになるかご存じですか。国の年金の種類について確認してみましょう。



💰 私たちの生活を守る国の年金制度

■国から受けられる年金の種類(会社員等の場合)



- 国の年金制度は、高齢になったときや万が一の場合に備えて、皆さんや皆さんが働く会社で納める保険料と国の負担などで生活を支え合うしくみとなっています。
- そのため、高齢になったときの「**老齢年金**」だけでなく、若い人の場合でも障害を負ったときの「**障害年金**」や死亡したときの「**遺族年金**」が国から受けられます。
- 会社員である皆さんは、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「**国民年金**」と、会社員・公務員等が加入する「**厚生年金保険**」の2つの制度に加入し、それぞれの制度から年金が受けられます。

老齢年金はどんな年金？

- 会社員である皆さんは、65歳から「**老齢基礎年金**」と「**老齢厚生年金**」が終身うけられます。
- このうち、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある人は、生年月日に応じて60～64歳までの間に「**60歳台前半の老齢厚生年金**」がうけられる場合があります。

障害年金はどんな年金？

- 厚生年金保険に加入中の人が病気やケガで障害が残ったときは、障害年金がうけられます。
- 障害年金は、障害の程度によってうけられる年金が決まります。

 1級・2級の場合	・1級・2級の障害の場合は、「 障害基礎年金 」と「 障害厚生年金 」がうけられます。
 3級の場合	・3級の障害の場合は、「 障害厚生年金 」がうけられます。
 3級より軽い場合	・3級より軽い場合は、「 障害手当金 」を一時金としてうけとれます。

遺族年金はどんな年金？

- 厚生年金保険に加入している人や厚生年金をうけている人が亡くなったとき、その遺族は、遺族年金がうけられます。
- 遺族年金は、遺族の構成などによってうけられる年金が決まります。

 子のいる配偶者 または子の場合	・遺族が配偶者と子 ^{*1} 、または子 ^{*1} だけの場合は「 遺族基礎年金 」と「 遺族厚生年金 」がうけられます。
 子のいない妻 の場合	・遺族が子のいない妻の場合は「 遺族厚生年金 」がうけられます。
 その他の人 の場合	・遺族が孫 ^{*1} 、55歳以上の夫・父母・祖父母の場合は「 遺族厚生年金 」がうけられます(夫・父母・祖父母は60歳から ^{*2})。

*1 18歳に到達する年度末(3月31日)まで、または、1・2級の障害の状態にある20歳未満の場合。

*2 夫が遺族基礎年金をうけられる場合は60歳前から。

それぞれの年金をうけられる要件を満たしているかどうかは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。





(株)T1Mコンサルティング取締役

原 佳奈子 さん

はら・かなこ

公的年金・企業年金・ライフプランに関する研修企画、講演、執筆等で活躍中。社会保険労務士、1級DCプランナー、1級ファイナンシャル・プランニング技能士、社会保障審議会年金部会委員。

今回のテーマ

離婚分割～増加する3号分割を中心に



離婚をしたときは、婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額と標準賞与額）を当事者間で分割することができる制度があります。この制度が離婚分割です。離婚分割は、年間2万6千件ほどありますが、離婚件数に占める離婚分割件数の割合は、およそ10%程度にとどまっています【図表1】。一概には言えませんが、離婚分割制度の周知が不十分なせいか、分割件数の総数は伸びていません。しかし離婚分割制度のうち「3号分割のみ」の件数は、年々増えています。離婚分割制度には、合意分割と3号分割がありますが、今回は3号分割について見ていきたいと思います。

1. 3号分割とは

平成20年5月1日以後に離婚等をし、次の①および②の条件に該当したときに、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の第3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録を2分の1ずつ、夫婦で分割することができます。

①婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の厚生年金記録があること。

②請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないこと。

3号分割については、夫婦の合意は必要ありません。

2. 分割請求の期限

分割請求の期限は、原則として、次の①～③のいずれかの事由に該当した日の翌日から起算して2年以内です。

①離婚をしたとき

②婚姻の取り消しをしたとき

③事実婚関係にある人が国民年金第3号被保険者資格を喪失し、事実婚関係が解消したと認められるとき

3. 分割をうけた人

分割をうけた人が分割後の標準報酬月額および標準賞与額に基づく老齢厚生年金をうけるには、本人の受給資格期間を満たしていることや本人が支給開始年齢に到達していることが必要です。

なお、年金分割の範囲は、厚生年金の報酬比例部分に限られ、国民年金の老齢基礎年金等には影響はありません。

【図表1】厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数 (件)	離婚分割	3号分割のみ	【参考】 離婚件数 (組)
平成25年度	21,519	19,663	1,856	234,341
26	22,468	19,980	2,488	228,435
27	27,149	23,448	3,701	228,879
28	26,682	21,946	4,736	219,351
29	26,063	20,479	5,584	214,069

(厚生労働省：平成29年度 厚生年金保険・国民年金事業年報概要より)

では、3号分割の事例について見てみましょう。

夫会社員、妻専業主婦の世帯

夫の履歴：厚生年金の加入期間（会社員期間）のみ

①結婚後、平成20年3月までの期間の記録に基づく老齢厚生年金の額：40万円

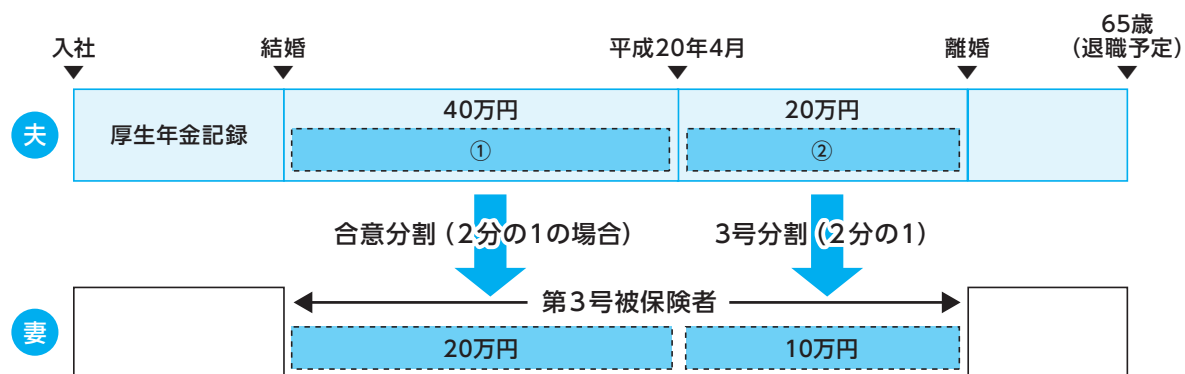
②平成20年4月以後離婚までの期間の記録に基づく老齢厚生年金の額：20万円 とする

妻の履歴：結婚から離婚するまで国民年金の第3号被保険者期間のみ

離婚分割の対象となる厚生年金記録は、夫の①の期間と②の期間の記録です。このうち②の厚生年金記録は、3号分割により合意なしでも2分の1を分割できます。つまり、②の期間については、20万円のうち2分の1の10万円の年金記録が夫から妻へと分割譲渡されます。

一方、①の厚生年金記録は、平成20年4月前の期間なので、合意分割により夫婦の合意または裁判所の決定による按分割合で分割できます。仮に①の期間について按分割合を50%で合意したということであれば、40万円のうち20万円の年金記録が夫から妻へと分割譲渡されるということになります。

<イメージ>



なお、平成20年4月以後に合意分割の請求を行った場合、3号分割の対象となる期間があれば、その期間について3号分割があったものと見なされ、3号分割による改定後の標準報酬(記録)に基づいて合意分割の分割割合が決定されることになります。

【図表2】参考：合意分割と3号分割の相違

	合意分割	3号分割
対象となる離婚等	平成19年4月1日以後	平成20年5月1日以後
対象となる年金記録	婚姻していた期間	平成20年4月以後の婚姻していた期間
条件	①厚生年金記録がある ②按分割合を定めたこと ③請求期限を経過していないこと	①厚生年金記録がある ②請求期限を経過していないこと
按分割合	夫婦の合意または裁判手続により決定した割合	2分の1
請求期限	離婚等をした日の翌日から起算して2年以内	

多彩な花を長く楽しむ

グリーンと暮らす

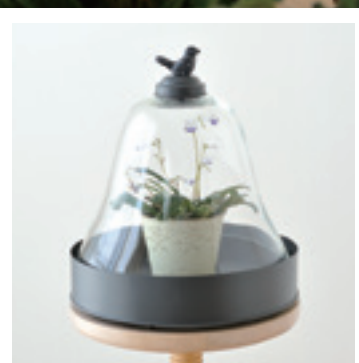
指導：濱田恵理子
撮影：松尾 成治

ストレプトカーパス



育てやすく室内花鉢として人気

イワタバコ科の代表的な植物の一つで、温度や日照条件が合えば一年中花が楽しめる特徴があります。その美しさに似合わず、花型からウシノシタという和名をもつのはおもしろいところ。弱い光でも育てられ、性質が強いので数少ない室内花鉢として人気があります。花色は白、ピンク系、赤系、ブルー系と多彩で、大きく開いた葉も象徴的です。多湿をきらうため、この葉がだらりとしてきたら水やりのタイミング。ほかにも、葉が傷んだら温度不足や日照が強すぎるなど、栽培の目安になります。



越冬時は温度に少し気遣いを。雑貨のガラスドームならドレスアップしながら保温ができます。

Data

ストレプトカーパス（イワタバコ科ストレプトカーパス属）

原産地は南アフリカで、地名からケーププリムローズとも呼ばれます。非耐寒性宿根草のため越冬には6～7度程度が必要です。夏は直射日光を避け、土が乾いたらたっぷりと水やりを。生育が旺盛なので根詰まり気味になりやすい点にも注意してください。